

新旧対照表(アリペイプラス利用特約)

項目	2024年11月10日まで	2024年11月11日以降
規約名称	アリペイサービス等利用規約	アリペイプラス利用特約
前文 ※サービス名称の変更については規約全体	(中略)第2条に定めるAlipay.com Co., Ltd(以下「Alipay」といいます)の代金決済サービスであるアリペイサービスおよびALIPAY CONNECT PTE. LTD.(以下「AlipayConnect」といいます)の代金決済サービスであるアリペイプラスサービス(以下、アリペイサービスとアリペイプラスサービスを総称して「アリペイサービス等」といいます)	(中略)第2条に定めるALIPAY CONNECT PTE. LTD.(以下「AlipayConnect」といいます)の代金決済サービスであるアリペイプラスサービス(以下「アリペイプラス」といいます)
第3条第3項	当社がアリペイサービス等の利用申込みを受け付けた場合、当社において、本申込者の審査(以下「本件審査」といいます)を行います。本件審査にはAlipayによる審査、AlipayConnectによる審査その他のアリペイサービス等における決済手段を利用するために必要な第三者による審査も含み(以下、当社、Alipay、AlipayConnectおよび当該第三者をあわせて「当社ら」といいます)、当社が本件審査にかかる最終決定権限を有するものとします。本申込者は、本申込者が当社に提出した資料または当社に届け出た情報の全部または一部をAlipayグループに対して提供すること、および、本件審査の結果によってはアリペイサービス等の提供を受けられない場合があることを承諾するものとします。	当社がアリペイプラスの利用申込みを受け付けた場合、当社において、本申込者の審査(以下「本件審査」といいます)を行い、当社が本件審査にかかる最終決定権限を有するものとします。本申込者は、本件審査の結果によってはアリペイプラスの提供を受けられない場合があることを承諾するものとします。

新旧対照表(アリペイプラス利用特約)

項目	2024年11月10日まで	2024年11月11日以降
第6条	当社は、アリペイサービスに係る商品等代金の支払いにおいてアリペイユーザーの1回の取引におけるアリペイサービスの利用金額の上限を、別途アリペイ等加盟店に通知し、また、アリペイプラスサービスに係る商品等代金の支払いにおいてアリペイプラスユーザーの1回の取引におけるアリペイプラスサービスの利用金額の上限を、別途アリペイ等加盟店に通知します。また、アリペイ等ユーザーが利用することができる支払い方法は1回払いに限るものとします。	アリペイプラスユーザーが利用することができる支払い方法は1回払いに限るものとします。

新旧対照表(アリペイプラス利用特約)

項目	2024年11月10日まで	2024年11月11日以降
第21条第1項	アリペイ等加盟店は、アリペイ等加盟店およびアリペイ等加盟店の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「アリペイ等加盟店等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団 (2)暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6)前各号の共生者 (7)その他前各号に準ずる者	アリペイプラス加盟店は、アリペイプラス加盟店およびアリペイプラス加盟店の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「アリペイプラス加盟店等」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

新旧対照表(アリペイプラス利用特約)

項目	2024年11月10日まで	2024年11月11日以降
第31条第1項 (20)	AlipayまたはAlipayConnectと当 社との間のアリペイサービス等に 係る契約が終了したとき	(削除)
第31条第4項	—	(新設) AlipayConnectと当 社との間のアリペイプラスに係る契約が終了 し、当社によるアリペイプラスの提供が終了した場合、本契約は当 然に終了するものとします。